

別記第31号様式(第28条関係)

診療用エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止届

年 月 日

和歌山県知事
和歌山県 保健所長 様

管 理 者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	㊟

下記のとおり診療用エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射線同位元素)を廃止したので、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第29条第1項(第29条第3項)の規定により届け出ます。

記

病院 又は 診療所	名 称	
	所在地	〒 電話番号 () FAX番号 ()
廃 止 年 月 日	年 月 日	
廃止の内容		
1 診療用エックス線装置	5 放射性同位元素装備診療機器	
2 診療用高エネルギー放射線発生装置	6 診療用放射性同位元素	
3 診療用放射線照射装置	7 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	
4 診療用放射線照射器具		
廃止の理由		
製作者名及び型式又は形状		
廃止後の措置(処分方法)		
廃止後の使用室等の用途		